

# グループホーム「東苗穂こすもす」重要事項説明書

## 1. 事業主体概念

事業主体名	勤医協福祉	法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 太田 真智子	所在地	札幌市東区北35条東27丁目3番18号

## 2. ホーム概要

ホーム名	「グループホーム東苗穂こすもす」
ホームの目的	指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所として、認知症によって自立した生活が困難になった入居者に対して、家族的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話および機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とします。
ホーム運営方針	グループホーム利用者の権利擁護及びグループホーム倫理綱領を運営方針とし、入居者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、入居者が必要とする適切なサービスを提供します。また、常に提供したサービスの質の管理・評価を行います。
ホームの責任者	吉賀真紀（管理者）
開設年月日	平成21年7月1日
事業者番号	0190201764
所在地	札幌市東区東苗穂5条1丁目11番1号
電話・Fax番号	011-789-7122・011-785-2940
交通の便	中央バス 東68・78「伏古10条5丁目」下車、徒歩5分
敷地概要・建設概要（利権関係）	自己所有
居室の概要	7,3畳 18部屋（個室）
共用施設概要	トイレ6ヶ所、洗面所各居室、浴室、脱衣所、台所、玄関、リビング・ダイニング、その他
緊急対応、防犯火災等設備等の概要	スプリンクラー、自動火災通報装置、自動火災報知器、消火器、避難誘導灯、緊急時対応マニュアル作成

## 3. 協力医療機関

協力機関名	勤医協中央病院・勤医協伏古10条クリニック
診療科目	内科、外科、整形外科、神経内科、眼科、耳鼻科、泌尿器科、婦人科、麻酔科
協力機関名	勤医協札幌ふしこ歯科診療所
診療科目	歯科

## 4. 職員体制

- ・管理者 1名
- ・計画作成担当者 1名以上
- ・介護従業者 8名以上
- ・看護従業者 1名以上

## 5. 勤務体制（1ユニットにつき）

昼間体制	常勤 3名	日勤 8:30～17:30	早番 7:30～16:30	遅出 11:00～20:00
夜間体制	夜勤 1名	17:00～翌9:00		

## 6. 利用状況

利用者数（定員） ユニット数：2 1ユニット当たり定員：9名 総定員：18名

## 7. サービスおよび利用料等

介護保険適用のサービスについては別紙の利用料金表に表記。

介護保険適用のサービスについては、利用者負担割合証に記載されている割合の額が利用者負担となります。

介護職員処遇改善加算（I）18.6%を含み、地域区分7級地く1単位単価10.14>で計算しています。

介護保険対象外サービスは下記料金に従い利用に応じ自己負担となり、料金の改定は理由を付して事前に連絡します。

その他負担額として医療費、日用品、嗜好品、おむつ代、理美容等は実費

## 8. 入居に当たっての留意事項

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者及び要支援2であって認知症であるものとし、かつ次の各号に留意するものとします。

- ① 入居者の健康状態についての情報を正しく本事業所に提供すること。
- ② 常時医療機関において治療する必要がないこと。
- ③ 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ④ 自傷他害のおそれがないこと。
- ⑤ 他の入居者やその訪問者及び本事業所の職員の権利を不当に侵害しないこと。
- ⑥ 本事業所の取り決めやルール及び協力医師に従うこと。

## 9. 相談・苦情・虐待等に対する体制と手順

(1) サービス等に関する相談や苦情等に対する窓口は、下記の通りです。

○苦情相談窓口（担当者）

〔職氏名〕 管理者 吉賀真紀

○受付時間 毎週月曜日から金曜日 9:00~17:30

※苦情受付ポストを玄関に設置しています。

○電話番号 011-789-7122

(2) 苦情処理の体制および手順について

① 苦情が寄せられた場合には、ただちに詳しく状況を把握し、関係する職員、サービス事業所からの聞き取りを行う等します。

② 苦情等については、事業所として検討し対応します。

③ 寄せられた苦情の内容および対応の経過を記録し、事業所職員の再発防止に役立てるようにします。

(3) 虐待防止について

事業所は、入居者的人権の擁護・虐待防止のため、次の措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- ⑤ 入居者とその家族、従業者からの相談窓口を置き、それを周知します。
- ⑥ 事業はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(4) その他公的機関においても、苦情申し出ができます。

国民健康保険団体連合会 所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館

電話番号 011-231-5161 Fax 011-233-2178

介護サービス苦情相談窓口 電話番号 011-231-5175

各区役所 保健福祉課

## 10. 非常災害対策について

非常災害が発生した場合、従事者は入居者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連絡方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

(1) 非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、責任者を設定して非常災害対策をおこないます。

(2) 施設として、防火設備を完備しています。

(3) 年2回以上の防火教育及び消火・通報・避難訓練、非常災害用設備の使用方法の徹底を行ないます。

非常災害に備えて消防計画及び風水害、地震等の災害に対する指針及び業務継続計画を作成し、その責任者を定め以下の措置を講じる。

- ① 委員会を概ね3ヶ月に1回以上開催すると共に、職員に周知徹底する。
- ② 非常災害に備え年に2回定期的に避難、救出、その他必要な訓練（内1回は夜間又は夜間想定訓練）を実施する。訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
- ③ 非常災害時に必要な備蓄品を揃える。

## 11. 緊急時・事故発生時の対応について

(1) サービス提供中に入居者の症状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な処置を講じます。

(2) サービス提供中に事故が発生した場合には、入居者に対し応急処置・医療機関への連絡・搬送などの措置を講じ、速やかに市町村・入居者の家族等に連絡を行います。

- (3) 事故の状況及び事故に際してとった処置については記録します。
- (4) 事業所の責めに帰すべき事故については、速やかに損害賠償を行います。
- (5) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止を防ための対策を講じます。

## 12. 入居者の秘密保持について

- (1) 当事業所の従業者は、業務上知り得た入居者・家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (2) 当事業所の従業者であった者は、正当な理由なくその業務上知り得た入居者又は家族の秘密を漏らすことかないよう、必要な措置を講じます。この守秘義務は、退去後も同様です。
- (3) 当事業所は、個人情報の取り扱いについて下記に定める限り、入居者およびご家族の代表者等から同意を頂くことによって、情報を提供する事とします。

## 13. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当事業所では、個人情報の利用目的及び管理について別紙に定め、個人情報の取り扱いを厳密に行っています。
- (2) 当事業所では、介護計画にそって、入居者へのサービスが円滑に効果的に提供されるために実施される、サービス担当者会議等、かかりつけ医療機関との連絡・調整、学生実習及び職員の学術研究において必要とされる場合、介護計画の内容について、関係する行政機関および行政から委託を受けた機関より報告や情報提供を求められた場合に、入居者およびご家族の個人情報を使用することがあります。使用するにあたっての条件は次のとおりです。
  - ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意をはらうこと。
  - ② 個人情報を使用する場合には、会議名、参加者名、内容等について、記録し保管することとする。
  - ③ 学術研究・調査活動により個人の情報が特定される場合については事前に説明し、同意を得た上で使用すること。

## 14. 身体拘束等について

- (1) サービス提供に当り、身体拘束その他の入居者の行動を制限する行為を行わない。但し入居者又は他の入居者の生命及び身体を保護するため、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。なお身体的拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、事業所等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくこととする。
- (2) 身体拘束の適正化を図るために、以下の対応を行う。
  - ① 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると共に、その結果について介護職員そのたの従業者に周知徹底を図る。
  - ② 身体拘束適正化のための指針を整備する。
  - ③ 介護職員その他の従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

## 15. 提供するサービスの質の評価及び第三者評価の実施状況について

入居者アンケート及び自己評価（質の評価）の取り組み	あり
外部評価の実施	実施の有無
	実施した直近の年月日
	実施した評価機関の名称
	評価結果の開示状況
第三者評価の実施	実施の有無
	実施した直近の年月日
	実施した評価機関の名称
	評価結果の開示状況

## 16. 運営推進会議について

- ① 当事業所の行なう指定認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質向上の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- ② 運営推進会議は、入居者、入居者の家族、地域住民、地域住民の代表者及び認知症対応型共同生活会五

- についての知見を有する者とする。
- ③ 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。
- ④ 運営推進会議は認知症対応型共同生活介護の活動状況を報告し、評価を受けると共に、必要な要望、助言を開く機会とする。

## 17. 重要事項の掲示について

当該事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すると共にインターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、勤医協福祉会ホームページに掲載します。

## 18. 重度化した場合の対応について

当事業所では、重度化した場合の対応に係る指針及び、看取りに関する指針について別紙に定め入居の際に、入居者またはその家族等に対して、当該指針の内容を説明します。

# 認知症対応型共同生活介護サービス利用同意書

グループホーム東苗穂こすもす 殿

重要事項説明書説明者：\_\_\_\_\_

認知症対応型共同生活介護及び予防介護認知症対応型共同生活介護サービス契約の締結にあたり、重要事項説明書・個人情報の取り扱いの内容について説明を受け、理解したうえで同意します。

年 月 日 利用者氏名

代筆または代理人

氏 名

住 所

(利用者との関係 )

年 月 日

家族氏名

住所

(利用者との続柄 )

2025年7月1日 改定